

工場や事業所における電気による災害(感電災害や短絡事故)は毎年あとを絶たない状況にあります。特に高圧・特別高圧の電気の場合、一旦発生すると重大災害につながりかねません。また、労働安全衛生規則では、高圧・特別高圧の電気取り扱い業務の従事者には、事前に法定特別教育の受講が義務付けられています。

本講習会は、当支部が事業者に代わり実施する法定教育です。
講習会修了者には、終了証を発行します。

＜対象者＞

高圧・特別高圧の電気取り扱い業務
に従事される方

特別教育を受講されていない方が、該当業務を行うと法令違反となりますので、ご注意ください。

～ 高圧 ～
(直流) 750V 超えて
7,000V 以下
(交流) 600V 超えて
7,000V 以下

～ 特別高圧 ～
(直流・交流)
7,000V 以下



特別教育は「危険または有害な業務」の従業者を対象とした法定教育であるため、電気工事士等の資格の有無に関わらず受講しなければいけません。
(労働安全衛生法第 59 条)

【実施例】

【1日目】

内 容	時 間	備 考
○関係法令 ・関係法令および安全衛生規則の関係条項	1 時間	
○高圧・特別高圧の電気に関する基礎知識 ・高圧・特別高圧の電気の危険性、接近限界距離、短絡、漏電、接地、静電誘導、電気絶縁	1.5 時間	
○高圧・特別高圧の電気設備に関する基礎知識 ・発電設備、送電設備、配電設備、変電設備、受電設備、電気使用設備、保守および点検	2 時間	
○高圧・特別高圧用の安全作業用具に関する基礎知識 ・絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用器具、活線作業用装置、検電器、短絡接地器具、その他の安全作業用具管理	1.5 時間	

【2日目】

内 容	時 間	備 考
○高圧・特別高圧の活線作業および活線近接作業の方法 ・充電電路の防護、作業者の絶縁保護、活線作業器具および活線作業用装置の取り扱い、安全距離の確保、停電電路に対する措置、開閉装置の操作、作業管理、救急措置、災害防止	5 時間	
○実技教育(充電電路の操作業務)	1 時間	

(注 1)安全衛生特別教育規程に基づいています。(注 2)内容の一部が変更となる可能性があります。

※詳細は約 3 ヶ月前を目途にホームページ等でご案内いたします。

受付中の講習会はこちら⇒ <https://www.jea-chugoku.jp/kosyu/ichiran.php>